

富山大学国際交流センター規則

平成25年 9 月24日制定

平成26年 6 月24日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学国際交流センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）の外国人留学生の受入れ及び学生の海外留学に関わる教育・支援を推進し、国際社会で活躍する人材の育成に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生の受入・支援に関すること。
- (2) 学生の海外留学の支援に関すること。
- (3) 海外学術交流協定校との学生交流に関する連絡・調整
- (4) 外国人留学生と日本人学生の交流推進に関すること。
- (5) 外国人留学生の日本語教育に関すること。
- (6) 外国人留学生のキャリア支援及び就職支援に関すること。
- (7) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
- (8) 国際交流に関する調査及び研究
- (9) その他センターの目的達成に必要な事項

(部門及び専門部会)

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次に掲げる部門を置く。

- (1) 留学受入支援部門
- (2) 留学派遣支援部門

2 前条の業務のうち特定の業務を遂行するため、センターに専門部会を置くことができる。

(職員)

第5条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 協力教員
- (6) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、学長が指名した者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を指名する学長の任期の末日を超えることができない。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副センター長を推薦するセンター長の任期の末日を超えることができない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合、後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
(専任教員)

第8条 専任教員は、センターの業務に従事する。

- 2 専任教員の選考については、別に定める。
(兼任教員)

第9条 兼任教員は、所属長及び本人の承諾を得て、学長が命ずる。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 兼任教員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
(協力教員)

第10条 協力教員は、所属長の推薦に基づき、本人の承諾を得て、センター長が指名する。

- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センターの業務を助ける。
(運営委員会)

第11条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、富山大学国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(日本語・日本事情教育プログラム)

第12条 センターは、外国人留学生の予備教育等に必要な日本語・日本事情教育プログラムの実施及び運営を行う。

- 2 日本語・日本事情教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(事務)

第13条 センターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 富山大学留学生センター規則（平成17年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 この規則施行後、最初に指名される副センター長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。